前号に準ずる。この場合において、「一三二・四〇」とあるのは「一四一・八六」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「45,000」とあるのは「42,000」と、「445」とあるのは「1,248」と、「127,016」とあるのは「176,119」と、「668」とあるのは「741」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$(B \times 666 + C \times 259 + D \times 295 + E \times 37 + F \times 77 + G \times 140 + H \times 156 + I \times 63 + J \times 106 + K \times 122 + L \times 8 + M \times 80 + N \times 96 + O \times 124) \Big/ A$$

算式アの符号

［略］

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第68条第1項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学に関する単科大学を含む。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務

五　中学校費　生徒数

六　その他の教育費　人口

前号に準ずる。この場合において、「一三二・七六」とあるのは「一三九・六七」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「44,500」とあるのは「42,300」と、「441」とあるのは「1,238」と、「116,739」とあるのは「168,750」と、「648」とあるのは「806」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$(B \times 653 + C \times 254 + D \times 294 + E \times 37 + F \times 72 + G \times 142 + H \times 151 + I \times 58 + J \times 101 + K \times 118 + L \times 8 + M \times 81 + N \times 95 + O \times 121) \Big/ A$$

算式アの符号

［同左］

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第68条第1項の公立大学法人の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学に関する単科大学を含む。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第1項の公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率